

【名古屋市】新型コロナワクチン追加接種に係るQ&A（高齢者施設・障害者施設）

本市が発出した次の通知に係るQ&Aです。

- ・高齢者施設での新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）の取扱いについて（令和3年12月24日付）
- ・障害者施設での新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）の取扱いについて（令和3年12月28日付）

※Q&Aに記載の回答は掲載日時点の情報ですので、取扱いが異なる場合があります。

No.	発出日	更新履歴	質問	回答
1	R3.12.28	-	8ヶ月経過の考え方について。	2回目接種完了から8ヶ月後の同日から追加接種が可能であり、8ヶ月後に同日がない場合は、その翌月の1日から追加接種が可能です。 例1）2回目が令和3年8月1日→追加接種は令和4年4月1日以降 例2）2回目が令和3年8月31日→追加接種は令和4年5月1日以降
2	R3.12.28	-	接種券はどこに送付されるのか。	入所者・従事者に関わらず、住民票の住所宛てに郵送します。
3	R3.12.28	-	通知の2の文中に「一定の条件のもと、例外的に接種券が届いていなくても前倒し接種が可能な取扱いとします。」とあるが、一定の条件とは。	接種対象者の接種履歴の確認、到着後の接種券の接種実施医療機関への持参について、依頼元の施設が確実に実施できると、接種実施医療機関が判断すること等です。
4	R3.12.28	-	医療機関等で接種を受ける場合における、施設単位で接種の予約をするとはどういう意味か。	例えば、本人ではなく施設が接種実施医療機関に予約する等のことです。予約時の対応以外にも、接種間隔の確認や、接種後の医療機関への接種券の提出等を行う必要があることに留意してください。
5	R3.12.28	-	施設に併設する通所サービス事業所の利用者が、医療機関で前倒し接種を受けることは可能か。	可能です。ただし、No.4のような予約時の対応が必要なことに加え、施設入所者と違い複数の通所サービスを利用している方が多いことを念頭に置いた上で、本人や家族等と連携し、追加接種を重複して受けしないよう十分注意してください。
6	R3.12.28	-	従事する施設が名古屋市内で、名古屋市外に住民票がある従事者について、名古屋市内の医療機関で接種を受けることは可能か。	可能です。なお、接種券は住民票のある市町村から届くものをご使用ください。
7	R3.12.28	-	従事者が医療機関等で追加接種を受ける場合、1・2回目接種の時のように、従事者であることの証明書を発行する必要はあるか。	必要ありません。2回目接種完了から8か月以上経過していない方は、医療機関で口頭等により申し出ていただきます。
8	R3.12.28	-	名古屋市が実施する集団接種会場での接種については接種券が届き次第予約が可能とあるが、名古屋市以外が実施する集団接種会場や職域接種会場についても接種券が届いていないと予約ができないか。	その集団接種の実施者（国、県、市町村または団体等）にお問い合わせください。

No.	発出日	更新履歴	質問	回答
9	R3.12.28	-	接種券が届かない方への接種に使用する白紙予診票の内容について、後日届いた本来の接種券一体型予診票への転記・記載を施設の職員が行ってよいのか。	本人同意欄は必ず被接種者本人（白紙予診票に代筆者が署名した場合は、その者）に記載いただくようお願いいたします。医師記入欄及び医療機関記入欄については施設において転記・記載する必要はありません。
10	R3.12.28	-	名古屋市外から市内に転入した方が追加接種を受ける場合、住民票を異動する前の市町村が発行した接種券での接種は可能か。	不可能ですので、名古屋市への転入手続き後、すみやかに接種券再発行の手続きを行ってください。
11	R3.12.28	-	名古屋市内で住民票を異動（例：千種区→東区）した方が追加接種を受ける場合、接種券の再発行を受ける必要があるか。	本人確認書類で確認することができる場合は再発行を受ける必要はありません。異動前に名古屋市が送付した接種券をお使いいただけます。ただし、接種券の予診票部分の「住民票に記載の住所」欄の住所が誤った（古い）ものになるので、手書きで新しい住所（接種日時点の住民票の住所）に修正してください。
12	R3.12.28	-	接種対象者の氏名が変わった場合、接種券の再発行を受ける必要があるか。	本人確認書類で確認することができる場合には再発行を受ける必要はありません。氏名の変更前に名古屋市が送付した接種券をお使いいただけます。ただし、接種券の予診票部分の「氏名」欄が誤った（古い）ものになるので、手書きで新しい氏名（接種日時点の氏名）に修正してください。
13	R3.12.28	-	追加接種対象者について、どういう場合に接種券発行申請が必要か。	次のような場合に必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市外で2回目の接種を受けた後、市内に転居した場合 ・ 海外で2回接種を受けた場合※ ・ 海外での接種と国内での接種を組み合わせると2回接種を受けた場合※ ・ 国内で2回接種を完了しているが、VRS（ワクチン接種記録システム）の登録誤り等により、本市で接種記録を確認することができない場合 ・ 住民票に記載の住所と異なる住所への郵送を希望する場合 ・ 海外在住邦人等向け新型コロナワクチン接種事業で2回接種を受けた場合※ ・ 在日米軍従事員接種で2回接種を受けた場合※ ・ 製薬メーカーの治験において2回接種を受けた場合※ ・ 接種が受けられる時期になっても接種券が届かない場合 ※ファイザー社、武田/モデルナ社又はアストラセネカ社のワクチンの接種を受けた場合に限る。

No.	発出日	更新履歴	質問	回答
14	R3.12.28	-	次の場合の発行申請の方法は。 ・接種を受けられる時期が到来したが接種券が届かない。 ・追加接種券が届いたが紛失した。	次の方法で申請してください。申請後、2週間以内に接種券が送付されます（12月下旬に申請いただいた方は、年末年始をはさむため2週間を超える場合があります）。 ○ウェブによる申請 市ウェブサイトからL o G oフォーム「新型コロナワクチン接種券発行・再発行申請（1回目・2回目・3回目共通）」へアクセスし、発行申請をする。 ○郵送による申請 各区役所・支所の新型コロナワクチン市民相談窓口で配布している申請書と申請用封筒を記載し、接種を証明する書類等を添付して、郵送にて発行申請をする（申請書は市ウェブサイトからもダウンロード可）。
15	R3.12.28	-	追加接種券を接種に使わず、医師との相談（予診）のみで使用しました。どうしたらよいか。	No.14に記載の申請方法により、再発行の申請をお願いします。なお、令和4年1月6日からは、相談（予診）のみで返却された追加接種券（左側部分）をお持ちの方に限り、電話（キャンセル等専用番号052-228-7874）での申請も可能です。 再発行の申請を行った方には、申請後、2週間以内に接種券が送付されます（12月下旬に申請いただいた方は、年末年始をはさむため2週間を超える場合があります）。
16	R3.12.28	-	名古屋市外に住民票がある時に2回目接種を受け、その後名古屋市に転入した場合、追加接種用の接種券は送付されるか。	この場合、発行に係る申請を行わないと3回目用の接種券は送付されません。2回目接種時の住民票が他の市町村にあり、2回目接種日以後に名古屋市に転入した方は申請が必要です。
17	R3.12.28	-	ワクチンの接種を受けるのに年齢制限はあるか。	令和3年12月27日現在、接種日時時点の年齢で1・2回目接種は12歳以上、追加接種は18歳以上とされています。
18	R3.12.28	-	改めて施設から依頼をしなくても1・2回目に行った接種実施医療機関が追加接種も行うのか。	追加接種を行う接種実施医療機関に対しては、改めて施設から依頼する必要があります。
19	R3.12.28	-	追加接種で1・2回目とは異なるワクチンの接種（交互相種）を受けても問題ないか。	追加接種では1・2回目接種時に用いた種類（ファイザー社、武田/モデルナ社、またはアストラゼネカ社のワクチン）にかかわらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンのいずれかにより接種を受けることとなっています。

No.	発出日	更新履歴	質問	回答
20	R3.12.28	-	1・2回目の接種を受けたかわからない方がいるが、名古屋市に問い合わせたら教えてもらえるか。	接種日については個人情報となるため、お伝えをすることはできません。接種日は、本人がお持ちの接種済証等によりご確認ください。接種済証を紛失した場合は、接種証明書等の発行申請を行うことで接種日の確認ができます。接種証明書等の発行申請方法は、市公式ウェブサイトをご覧ください。
21	R3.12.28	-	追加接種は、いつまで受けられるか。	現時点では、実施期間は令和4年9月30日までとされています。その期間内であれば接種を受けることができます。
22	R3.12.28	-	市外の接種実施医療機関に施設内接種を依頼する予定であるが、その接種実施医療機関へのワクチンはどこが供給するのか。	接種実施医療機関が所在する市町村が供給します。したがって、時期や量などについてもその市町村によります。
23	R3.12.28	-	追加接種において施設内接種で使用するワクチンはどのメーカーのものか。	接種医療機関ごとに取り扱うワクチンの種類が異なるため、施設内接種を依頼する医療機関にお尋ねください。なお、令和4年1月末頃まではファイザー社のみ、2月頃からモデルナ社も使用可能となる見込みです。※12月末時点では、モデルナ社ワクチンを使用する意向のある市内の医療機関に対して使用可能である旨をお伝えしていますが、使用可能となる時期については予定ですので前後する可能性があります。
24	R3.12.28	-	認知症の方や成年被後見人の方など、接種対象者の意思確認を行うことが難しい場合、どうすれば良いか。	原則として、接種対象者ご本人の同意に基づき接種が行われる必要があります。同意が確認出来ない場合には、家族や医療・ケアチーム等、ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。なお、接種の対象者が法定後見制度の成年被後見人の場合、成年後見人による同意の署名が可能となっております。（あくまで署名という手続きが可能という意味であり、同意そのものを後見人単独で行うことができるという趣旨ではございません。）
25	R3.12.28	-	2回目の接種を完了していない入所者が接種を希望しているが、どのように対応したらよいか。	1・2回目用の接種券と予診票（※）を使用して接種を受ける必要があります。なお、本市では、2回目の接種を終えていない方へは追加接種用の接種券を送付しません。紛失等により本人が1・2回目用の接種券を所持していない場合は、名古屋市新型コロナウイルスワクチンコールセンター（TEL:050-3135-2252）に再発行依頼を行うことで入手できます。 ※ 接種券と予診票については令和3年8月までに接種対象者に送付していますが、1・2回目用の予診票の様式が令和3年12月1日に変わりましたのでご注意ください。

No.	発出日	更新履歴	質問	回答
26	R3.12.28	-	接種券が届く前に接種を受けて、その後退職・退所し、施設と関係がなくなった従事者・入所者の取扱いについて。	接種後に施設と関係がなくなった場合でも、接種券を接種実施医療機関に提出するまでは、施設において接種券の管理を行ってください。